

する所ありしと見え、小松は黒田了介に内命を含め、阪本と共に馬關に來らしむ。其の用意、桂を京師に招きて、二藩聯合の盟約を協定せんとするに在りしなり。

薩會已に絶
結ぶべし
つ長は薩に
井上伊藤が長崎より山口なる桂に寄せし書に、薩英依頼の心情、流露する者多し。「船艦の義は、一旦薩人へも依頼仕候て、略相決候、且後來の處も薩と合一に候へば、此方より餘り動搖の言を不出方可然と奉存候間、何卒速に君上へ伺ひ、艦の御入用と御不用と申事を、急速に御答奉願候。薩國論『開國勤王に無之ては、皇威回復は出來不申』と舉國一致と承り及申候。會津杯と絶交、議論異同に相成候儀は、只・會の論は開國ながら、幕威を助けるの説にて、薩と相離候由。固より信偽氷解に相成間布候へ共、僕等一見の處に於ては、薩の國論毛頭御家の禍害には、相成候譯有之間布と奉存候。又一書大村藩の渡邊昇人も當地滯在、小松帶刀杯追々面會の由にて、餘程よき人物と賞居申候。肥前國論、更に如例不相分。肥後筑前久留米舉國俗論、横井門人登庸握權の由、薩も實は幕府の嫌疑を受居申候、當節は、小松手傳可申上候、御氣遣被成間敷候様奉願候。ガラバは後全く本邦に投化して倉場氏といふ

第十四章 再征克たず家茂大坂に薨す

毛利再征の軍を發す 慶應元年十一月、幕府の監察永井(主水正尚志)廣島に至り、毛利氏の家老を召す、其の詰問に曰く「當春、内輪致鬭争の始末、舊冬破却の山口館再築修理、家來の者馬關來泊の英人と懇親接待し、村田藏六(大村永敏)其外にて、蒸氣船・大小砲を賣買等の事實如何」と。毛利氏明解の辭なしと雖、永井は、士民固結の形情を視て、究めずして還る。二年(丙寅)閏老板倉(伊賀守勝靜)小笠原、大樹の内旨を含みて、一橋の京邸に就き、守護職・所司代と共に毛利處分の

事を議す。大將軍は殊に寛宥して其自反を待たむとす。一橋曰く、宜しく速に糺彈して、其罪を論定すべし、もし寛宥せらるゝも、封土は十五萬石に削小すべしと。板倉、形勢を説き、削る所は十萬石に止むべしといひ、寛嚴の異見ありしも、幕議は遂に板倉に決す。小笠原、乃・大將軍の特命を得、兵を率ゐて西下し、毛利氏に前件を傳宣し、承伏せずんば討伐するあらむとす。

二州臣民誓
七士講して四士
を十合
誓ふ

防長二州臣民誓盟書曰、昔、元祿赤穂の遺臣、大石内蔵助以下四十七人、其主淺野内匠頭殿の爲に、吉良氏の讐を復し候は、畢竟私怨に候へども、臣子の分無餘儀・情實より起り候へば、後世誰一人も不服もの無之、青史にも載せ、劇場にも傳へ、見るもの感泣、是天性彝倫の根さす所、言語號令を不待候。今、四十七人をして我々に等しき地位に居らしむれば、尤至極、同腹同心いたし候に、相違有之間數候。此度、合議衆決を遂げ、士民一統相誓候處・如斯、依て天下後世、微意傳聲の謬誤なからん爲に、各一本を懷にする者也。長防二州臣民合議局、活刷製本三十六有萬部、以備死生緩急、慶應元年乙丑十有一月。

二月、小笠原廣島に至る、毛利の家臣抗命して伏せず、尾州・薩州共に長州を再討するの無理を論疏して出兵を辭す。廣島の家老辻將曹、又征長の非を論し、大阪に至り大將軍に上言せむとして拒まる。四月、小笠原嚴令して、必・毛利の父

防長固守し
先戦を挑
むて

開鑽の弊
り

子及び孫、並びに清末・府中・徳山・岩國の四分家の來聽を要す、皆應せず。而も分疏して曰く、防・長・兩國の臣民、痛憤激昂、幕命を奉するもの無し、已に兵器を帶びて脱出するものあり、何地に至り暴舉するやを知らずと。十日、果して長州浮浪の備中に至るありて、倉敷代官所を襲ひ、淺尾陣屋藤田氏を破る。浮浪、四・五日にして忽潜みたりと雖、遠近驚動す。五月に至るも、毛利氏服せず、小笠原、毛利の家老宍戸備後を拘留し、六月一日を以て、進軍開戦の期と爲す。

小楠遺稿云、古より聖人、皆干戈を以て世を始め、天下を混一す、兵力は聖德を輔くるものにて、近來、長州の一條夷人來犯せば、乍に膝を屈せしが、今・幕軍には屈服せず、畢竟・兵力の強弱にあることなり。全體、今日の人情は、開國と鑽國と因循の三通に相分る、今日の因循なりに打過ぎば、つまり衰亡を招くべし。○海舟日記云、丙寅の年、京師に在りて關白殿下へ征長を説く者は、其實唐津家なり、また、中川親王を説き奉るは、會津家の臣なり、これより轉傳して終に叡慮に及ぶ。此事は秘密なれども、長州の藩士、明に其頗末を伺ひ知れり、ゆゑに朝命にあらず、幕令にあらず、云々との説あり。

會津家は誠實好すべしといへども、殊に鎮國の舊弊を固執し、當今宇内の形勢如何を察せず、幕府鎖國已後の所置を知りて、變通の道を詳にせず、若此會にして薩に猜忌あらば、輦下忽一大紛擾を來たさむ歟。長人多くは愚直、幕府の所置如何により、國內必死、究鼠の勢顯然と相見申候。頑固の田舎人、一途に攘夷決戰と存込、是より士氣も振出候事にて、實は可憐生也。

薩長土有志間の秘密同盟 之よりさき、薩長の秘密同盟已に成り、木戸準一郎は、薩人に混じて京に入り、小松・西郷等に會見して、幕府に對抗の方策を議す。土州浪士坂本龍馬、中岡慎之助之に參加し、薩長協力して、先京坂の地を奪ひ、橋會桑を排除して、毛利の爲に雪寃するの計畫を立つ。

一、戰と相成候時は、直様に千餘の兵を急速差登せ、只今在京の兵と合し、浪華へも千程は差置、京阪兩處を相固め候との事。

一、戰も自然我勝利と相成候氣鋒有之候は、其節朝廷へ申上、屹度盡力の次第有之候との事。

一、萬一戰負色に有之候とも、一年や半年に、決して潰裂致候と申事は無之に付、其間には必盡力の次第、屹度有之候との事。

付、其間には必盡力の次第、屹度有之候との事。
一、是なりにて、幕兵東歸するときは、屹度朝廷へ申上、直様冤罪は從朝廷御免に相成候都合に、屹度盡力との事。

一、兵士をも上國の上橋會桑等も如只、今次第にて、勿體なくも朝廷を擁し奉り、正義に抗し、周旋盡力の道を遮り候ときは、終に及決戰候外無之との事。一、冤罪も御免の上は、双方誠心を以て相合し、皇國の御爲に碎身盡力仕候事は不及申、いづれの道にしても、今日より双方、皇國の御爲、皇威相輝き、御回復に立至り候を目途に、誠心を盡し、屹度盡力可仕との事。

丙寅正月念三

表に御記被成候六條は、小西・兩氏及老兄(木戸)龍等も御同席にて、談論せし所にて、毫も相違無之候。後來といへども、決して變り候事無之者、神明の知る所に御座候。

丙寅二月五日

坂 本 龍

土州は去年武市刑死し、激論の士、大抵脱藩す、故に藩府は長人に通する所なし。

但し、後藤象二郎等、要路に立つに及び、開成館を設け、洋人を招聘し、岩崎彌太郎を國產方に擧げて、所謂御手先商法を營ましむ。後藤又小笠原唯八と與に、老公容堂の内命を受けて慶應二月薩州に赴く、蓋・公武合體の舊交を温むる爲なり。途長崎に至り、偶然坂本龍馬と面晤する所あり、翌三年の春、坂本の人に寄する書中に至り、初めて「後藤は近頃の人物にて、土佐國も此頃は大に面白き勢、當年七八月頃は、又之が薩・長・土となりはすまい歟と樂しむ云々」。後藤は坂本の海援隊私立の舉を壯とし、之に土藩附屬の名義を假す、海援隊は船四隻より成立し、勝海舟門下の學生を本とし、土佐を脱せる者、及び浮浪の士にして、海外遠征の志ある者を招集し、運輸、財利、開拓、投機の事を以て、隱然本藩の應援たるを、其主意とす。而も、坂本は長州の事切迫せるより、船を率ゐて馬關に至り、後、岩崎彌太郎に海援隊を一任して上京、專・大政維新の計畫に刻苦す。蓋、寅年長州再征伐の日にあたり、薩の長を救援するは、勢已に全く成れりと雖、高知(土)佐賀(肥)は動搖未定まらず。

中岡が同志者に與へし書翰に曰く、「天下の勢變遷不一、時務に通する俊

坂本龍馬の居中斡旋

天下を救ふ
者は暴客
なり

傑は、當時西郷吉之助、學識あり、膽略あり、寡言にして最も雄斷に長し、且・徳高くして人を服し、屢艱難を経て頗事に老練す、第一の英雄なり。是に次で思慮周密、廟堂の器に堪ふる者は、桂小五郎、兵に臨みて不惑、奇を以て人に勝つ者は、高杉東行ならん。抑、天下多難、議論百端、其論の分るゝ處、或は攘夷、或は開國、又武備充實論なり。開國の論、略海外諸國の情實を知るも、大旨苟安偷生の徒、頗人情に害あり、固より取るに足らず、武備充實の論に至ては、事態に暗きあり。惟ふに、富國強兵と云ふ者も、要は戰の一字にありて、凶暴の事に外ならず、而も癸丑年以來、天下を救ふ者は悉く暴客の大功也。水藩の暴舉は壬戌の勢を釀し、薩州の血氣生麥に發し、長州は馬關に暴發、尋いて天下大兵を動すに至る。其跡或は無略に似て、國に益なきこと有りと雖、大有爲の基本、之に由りて立つ。抑、長州は内外の大難一時に迫り、外は夷狄に擊たれて講和し、數萬の幕軍を引受け、遂に内輪の戰迄に至り候得共、小五郎・東行の如き、昨年英國より歸りし井上聞多・伊藤俊助等の如き者、國君を輔佐す、是に於て士氣益着實に赴き、武備日を整ひたり、

自今以後、天下を起さん者は、必・薩・長・兩藩なること、鏡に掛て見るが如し、而して、他日國體を立て外夷の輕侮を絶つも、此二藩に本づくなるべし。是れ、封建の功ある處なりと雖、國の大體は必・政・權悉皆朝廷に歸し、永久の大基本を立つるを以て急務とし、實に今日を其機會とす、云々。○佐賀の江藤新平は、藩論因循して大勢の推移に暗きを憾み、有司に建白して曰。閣老小笠原壹州殿、着藝の始、藝の家老を幽閉し、或は長の使者宍戸某を御捕相成、其意は必先・壓・長、懲・藝、左候て、武威を天下に御示被成候積にても可有之候得共、抑、人情時勢を不解の措置と可申候。况、薩藩已に頭角を顯し、援長の情勢有之候様子、此義は虛説には有之間敷。其譯は、長州の衰亡は、則薩藩の孤形、是則唇亡齒寒の儀にて候得者、必盡力可有之歟、是も勢にて御座候。加之、薩藩當時の形勢は、已に賢才登用〔所謂小松帶刀、岩下佐治右衛門、大久保逸藏、西郷吉之助、五代才助、桂卯右衛門等〕を加判に取立、各方面に任用、或は通商交易富實の事を司り、或は京攝間萬般の措置を負擔し、或は海軍、或は陸軍に被任、近頃にては其兵衆兵器の東上する者多く、殊に、討長

の命を相断り申候。是は定めて、幕府の情態を察し、間隙を相窺、終倚皇室、以勅命、幕權を取抑へ、時宜に依ては、諸藩をも致進退、因て建功立名、領地をも擴張致し候積に可有之候。是迄は、一橋卿・會津侯・守衛有之候故、難奈何、今間隙を窺ひ出兵を増し、不動不退、期會到來を相待者にて可有之候。近頃確說とて承り候は、幕府より佛國へ使節を以て、討長に付ての請援を、御頼入に相成候由。是れ辭柄の所在と奉存候間、討長の出軍を御斷相成、公家・幕府・會・薩其外の情偽を能々探究し、長州へ密使被相立已に出陣爲致候處、承り究め候には、幕府潛に佛夷へ請援の趣に付、姦曲の儀無疑候間、出陣仕候軍を引取、此取合不仕候、右御心得迄申入候との旨にて、其應接中の都合により、長・薩へ連合の措置も可有之候、云々。

江藤は私に
藩の私に
希薩

官軍三道皆敗る。六月、紀州茂承_{和歌藩主}山征長總督として、閻老松平伯耆_{宮津藩主}と共に廣島に至り、小笠原は、九州口の官軍を總べむが爲に、豊前小倉城へ移る。五日、長人豊前を犯す、七日、幕府の軍艦、周防大島を砲撃し、松山藩兵を島上に進む、長人海陸力戦、松山兵克たずして退却す、廣島氏_{淺野}津和野_{龜井}氏_氏は、長

【第十四章 再征克たず家茂大坂に薨す】

人に欵を通し、藝州口、石州口、共に官軍の不利と爲る。長人已に境を出で、濱田城に迫り、門司浦を陥る。宮津閣老之を觀望し、前に拘留せる宍戸を放還し、戰鬪を弭めしむ。總督之を聞き、兵機を妨ぐる者と爲し、七月、抗表して辭職す。而も境上接仗の軍は解くを得ず、濱田城陥り、石州口の官軍命を待たずして散す。已にして、大將軍家茂大阪に薨すとの報つたはり、長人益振ひ、四出して勇戦す。

長人其國境へ標示

防長兩國の太守萩宰相殿、守神國之掟、奉一天之君、欲攘犬羊外夷、清皇國。若欲拒之、向戰馬者、縱令雖幕府上使、不令得一人生還者也。

當時、馬關に碇泊の外國船ありければ、官軍は其船主に諭示、長門賊以逆大君之命、令日本邦内之兵征之、期在近。聞貴國船泊于下關、

下關當戰鬪之地、宜速避之、我政府固不許砲擊無辜船舶、敢告。

日本軍務局

蓋、宮津閣老は今や内争を決むるに、外援を假るの勢已に成るを覺る、故に大阪

に還り對問して曰く、「今度、長防・二州激徒蜂起、加之、英・薩の激論助之、英船借用候哉の風聞有之、薩人は内實入込居候哉にも相聞候。右等の儀故今に九州、四國、石州、藝地とも、應援^ニの見等、出會不致、偶出張の藩々は、^{ウマトリカヘ}箱米取替の金を相願ふのみにて、兵士も實は人夫計に候、其の鐵砲は火繩筒にて、古風の容軀に候。長防の徒は殘らずミニーダベールにて、農兵穢^エ多兵迄、同様と見及び申候。夫是合考致候に、佛蘭西に談判、三拾艘も軍艦借出し、世上の評論を不顧、夷人を遣候は、速巧も可有之、其他に方策は更に無御座候、心底の處不包、奉申上候云々、亦一見識たるに似たるも、固より時局救濟の方策を得たりと爲すべからず、幕府の審究を暴露するのみ。

近時、我邦に傳來せる後裝小銃は、ミニー式を以て最先とし、之に次ぎマウゼル式の舶來あり。

岡鹿門云、長藩執掃攘、薩藩執開港、意見不合、爲界門之變、爲犯闕之亂、而幕府不能自立、常爲二藩所控制。列藩少有勢力者、漸不屑受幕府之制、爭朝京師、周旋進退。幕府惴惴焉、奔走於東西、内爲列藩所逼、外爲英法所要、情窘勢窮、

當時大權固
已在島津氏

形露痕著、天下集觀、相傳嘲笑、而幕吏不之悟、揚揚然爲得時、殊不知、親征中止・長藩失勢、皆由薩人爲之内也。尾張氏之西旆、舉天下之大兵、不交一矢、一任西郷氏所爲、當時大權固已在島津氏也。而幕吏悻悻然、以爲將軍親發、麾下八萬、家門譜第半天下、天下無不可爲也。其實勝算無可言、名義無所據、徒暴大兵於京攝之郊半歲、軍需不給、括之民間、上下困弊、進退維谷。

東西離叛、英佛窺窬の跡あり 諸外國は江戸政府の前途を危ぶみ、或は強藩に結托し、直に京都に對應せむことを希ふ。時に英公使バーカス最心を盡す、佛公使ロッシュは、バーカスに反し、本國王の旨を奉し、大君幕府の爲に計按する所あり。曰く、幕府の長州を究治せざるは、僕其の意を知らず、殿下かくの如くにして、天子より預り任せられ、先祖より受け嗣ぐ所の治世を亂さば、仁心却て不仁となるべし。方今、日本の形勢を考ふるに、上は天子の叡慮定まらず、下には大名の謀叛あり、貴國に禍するものは、此兩條にあらむ云々。又、「元來佛國の當今、ナボレオン第三世帝は、世界の形勢を洞察致候て、亞細亞東方に、一の強援を得申度素願に付、外臣御國の爲實意力を盡し候は、即・佛國帝への忠節にて、

佛帝東洋に
強援を希ふ

殊更年來の鴻恩もあり、旁以て日夜焦慮仕候」云々。又、「建言、陸軍、海軍、會計、内國諸務、學校宗、内國農商、貿易・製造・物産、外國事務の六局を以て、政府を組織すること」を勧誘したり。

按、幕人が佛國に依頼するの心ありしは、英佛競争の餘波にして、文久中より夙く其形情あり。鎖港使節池田の佛國に至るや、已に說客モンブランの勧誘あり、續再夢記事、佛朗斯帝那勃翁第三世は、非常の英傑、當今歐羅巴洲中第一の口利クチキキにて、我幕府より先年鎖港の談判に取掛候節は、佛帝一切承引不致、使命を巴黎に奉し候諸有司、進退維窮候勢に差迫候。折柄、コウント・デ・モンブランより池田筑州へ致說得候趣は、佛朗斯も、四五百年前の形勢、大小名各地に割據擾亂殆息時無之、恰日本六十餘州、二百六十諸侯、今日の形勢に同じかりし。而も近世、英明の主起て、割據の政令を混一に歸せしめ、後始て今日の盛大を成すに至候へば、今の日本も、第一に大名の權力を削り、幕府の一政に歸し不申候而者、難被行候。依之、佛國に依頼し、佛國を以て格別の保護と致、佛人の兵勢を借らずしては、日本更張は難被行候」

かに幕府は佛國
に假る所からす

との旨を以、勧進致候由固より戰國縦横の説客の言なれば、幕人と雖、信用せざりし如し。而も、世間之を傳へて止まず、慶應元年十月、秋月左京亮（高鍋藩主、種樹）より松平春嶽に贈りたる書中に曰く、「一體、松前^{シマツノ}杯の説は、夷人へ頼み、天子を亡し、諸侯を亡し、天下を郡縣の世となし、大樹公を以て天下大統領と爲さんとす。是は、松前のみならず、幕府諸吏、當路の者は皆此說なり。就中、二閣老、酒井飛驒守、御勘定奉行小栗上野介、御用取次竹本隼人正其魁なり」と、内外の疑惑を招ぎしや想ふべし。蓋幕人の佛國の同盟比援を願へるは、郡縣一統の治を起すにあらむ、されど、天子・統領の易置云々は、斷して誤傳と爲すべし。又、佛國に求援せる事は實なり、而も初め之を秘密に附したるも、全權柴田日向守の巴里に至るや、慶應三年丁卯幕佛の關係に就ては、モンブランの如き浮浪生の手を経るを要せずとて、直接に佛國宰相と交渉したれば、モンブランは自己の首唱なるに拘はらず、幕府官吏の爲に排斥せられたるを怨みて、兩者關係の仔細を薩藩士五代才助に密告したりと云ふ。而も又、佛國政府は、終に幕府の希望を容れずして

止みぬ。されば、幕府は佛帝援助の空名を得て、内外幾多の反對感情を買ひしも、實力の以て自家の方策に便する者は少かりし也。畢竟するに、幕府が佛人に依り、薩長が英人に頼めるは、形勢の自然に出づ、亦止むを得ざるに由る、必しも長短を比較すべからず、唯、後の讀者の鑑戒たらんのみ。英人は勤王的の干涉にして、佛人は亂賊的の干涉なりとの批評の如き、公明を缺く甚し。

幕府は固より佛國公使の勧告に従ふ無かりしと雖、往々容るゝ所ありて、一ならず。彼の勘定奉行小栗上野介の、横須賀に造船所を興し、外國奉行水野栗本の頽勢挽回に力めし等、皆ロッショニ干係する所あり。而も、勝海舟^{義安房守}は、小栗・栗本等と合はず、幕府の自強獨威を主とするは、益海内崩裂の情を激成すと爲せる如し。

尊攘紀事曰、自米船來航、幕府開長崎傳習所、聘荷蘭學士、學航海造船測量諸技術、購求觀光、朝陽・咸臨・蟠龍・鳳翔諸艦。而以鍛鐵工作未開、每有毀損、赴上海囑洋人修繕、工費不貲。勘定奉行小栗上州有大略、以爲國事日非、財用不

給、給之無用、不如設一造船場、附之不朽工業、以便後人。乃因法國公使聘致維爾爾、工場尤難其地、乃檢沿海諸地、至橫須賀、大悅曰是地群巒屏擁、風濤恬然、此殆天爲工場。而規模乃仿地中海通倫造船場、鑿渠大小二、築工場三、府庫廡廠副之、費額洋銀三百四十萬元、期四年竣工。又開一製鐵場於橫濱、安佐賀藩所獻器械。上州又以步騎砲三隊、取法譯書、殆類兒戲、建議遣人聘師、改革軍制、專仿法國兵律。

慶應二年、幕府の窮乏は極度に達せしを以て、大阪滯留の幕閣は、大阪市民に向て七百萬兩の用金を命ぜり。「御進發に付、去丑五月以來、長々の御陣に候處、右御入費の儀、如何にも莫大にて、役々へ被下物斗りにても、一个月金拾八萬兩餘の御出方にて、去丑五月より當節迄にて、御手當筋のみにても、最早金三百萬兩程有之、其餘の御入費は、右に准し亘萬に及候。長州御進發御用途は、全く別物の御出方に相成候と雖、先年中より引續格外御用途差湊、御勝手向不如意の折柄、當節に至り候ては、御金繰合方に礪^{ハシ}と差支、江府表に於ても、此上當地へ可差越御金にも差支、實に手段無之云々。

而も、此間に及び、小栗は佛人に造船所建立の工事を依託したり、費用三百萬兩と稱す。栗本之を聞き、費用の支へざるを危ぶみ、仔細に商量せんことを要請しければ、小栗笑うて「當時の會計は、眞に所謂遣り繰り身上にて、假令此事を起さざるも、其財を移して他に供するが如きにあらず。故に今無かる可らざるのドツクを取立るとならば、却て他の冗費を節する口實を得るの益あり。又、愈ドツク出來の上は、旗號に熨斗^{ハシラシ}を染出(他に附與するとの意すも、猶・土藏附賣家の榮譽を残さん)云々。栗本評、小栗の此語は、一時の諧謔にあらず、實に憐む可き者あり、中心久しく既に時事の復、奈何する能はざるを知ると雖、我が事ふる所の存せん限りは、一日も政府の任を盡さざる可らざるに注意せし者にて、熟友晤言の間、常に此口氣を離れざりき、云々。〔匏庵遺稿〕○櫻痴幕末政治家傳云、小栗が財政外交の要地に立ちし頃は幕府已に衰亡に瀕し、財源愈窮し、他にこれを求むるに餘地無かりしかば、内閣の決議、紙幣を製造せんとしけるも、小栗は之に抗議しけり。されば、幕府が滅亡に至るまで、遂に不換紙幣を發行せずして、幸に

を派の見ある
を免れする
も黨
に衰亡する

其禍を後代に残さうりしは、寔に小栗の力なり。又、江戸旗本の士人墮弱にして、到底實用に堪へざるを看破し、之に課するに賦兵を以てし、其費用を出さしめ、小栗は是を以て數大隊を組織し、夙に徵兵制度の基礎を建てる。○海舟日誌云、衰世の萬事、書すべからず、話すべからず、人間此際に及び、諸歴史の變遷たるを感慨する而已。凡此一兩年、ことに世人疑惑せらるは、長防の處置、兵庫の開港にして、其上、亂階は金穀缺耗に在りし。大抵、葉閣老(淀城主正邦、寅年入閣)性質極めて美といへども、力又足らざる歟、終に誤れり。

勝乃曰く、「近く五六年來、我官吏栗本水野等、拂郎察の妖僧カションに心醉し、之に偏信して我社稷を盛大せむとす、是何の所爲ぞ。英吉利人、此偏執あるを憤りて、西國諸侯と結び、王政復古郡縣の説を主張す、我官吏是を聞き、益拂郎察に

しれしも效莫
しれしも效莫

倚頼し、倚角の勢を保持せむとす。且、司農小栗上野跋扈、雷同して其黨あり、此輩見る所、規模狭少にして大勢を深察せず、徒に佛郎察に頼みて終に邦家に災せむとす」云々。長州征伐功なく、西南の形勢、日に幕府に利あらざるに及び、幕府は又勝を起して大阪に至らしむ。其の出發に臨み、小栗之に説いて曰く、「君大阪に至る、必要路の議に預らん、方今危急の際なり、政府、佛朗西に托して、金幣若干、軍艦幾隻を求む、到着次第、長を追討すべく、薩もまた時宜に因り伐たむ。然して後、邦内にまた抗命の大諸侯なんば、勢に乗じ悉く諸侯を削小して、郡縣の制に改めむとす、是は最秘密の議、既に大凡決定せり。君亦定めて同意を表するならむ、則之を以て大阪に説く所あるべき也」と。而も十四代將軍・偶薨去、勝の激語「今、軍艦兩・三隻、願はくは小臣に委任せられて、敵の要所を攻撃し、歩兵二・三隊、決死して進戦せば、四・五十日にして西南平定せむ、然らずんば、結兵自敗、大災必到らむ」といへるも、其効見えず。

小楠遺稿云、全體、征長主張は、會津尤甚敷、閣老にては唐津なり、而も、薩より「天下を誤候は會津に有之候」と、顯然さし付候程にて、今日と相成、大困窮に

に英佛の兩使
あり競争の情使

落入候。越老公、並に勝先生盡力、幕威を主張の面々、盡く退斥候へば、薩は申に不及、長も伏從いたし候に相違無之候。左無之候ては、幕府は是切にて、皇國割據分裂可致候。(丙寅八月)

時に、英公使は速に薩・長二藩に懇親を結び、バークス、親鹿兒島に至り、島津氏に會見す。佛公使ロツシユ之を探知し、益・幕府に進言して、薩に備へ長を伐つ之事を説く、幕府稍之に動され、頗術策に惑ふ。

續再夢記事、慶應二年七月八日の條に、春嶽と一橋との對話を載せて曰く。
我公問、先般佛船の兵庫に來りしは、如何の趣意なりしや。一橋殿答、佛のミニストルロセス(ロツシユの訛)近來は英のミニストルバークスの舉動を疑ひ、其比・英艦横濱を解纜せしかば、必・長崎に下碇するならんと考へ、跡を追ひて長崎に至りしに、英船は薩へ行しよしにて居らざる故、其地にて待合致し、夫れより兵庫に來りし由なるが、ロセス申立しは「當節柄・人氣にも關係すべければ、決して上陸はいたさるべし」、征長の舉、此上も時日を費されては、外に英の煽動するあり、内に諸侯の異志を蓄ふるあり、如何なる

障礙を惹き起さんも測りがたし、只々一日も早く局を結ばるゝ方然るべし、就ては、大砲は御注文次第幾つにても差出すべく、軍艦も差出すべし云々。○長人伊藤が井上に與へし書。馬關來泊、佛國船將コンドラ曰く、討長の事に付、佛國より援兵を出す等、夢々不存知事にて、援兵を出す理無之杯と申居候、尤、其席に英のコンシユル・フラハエルも居候。船將又曰く、當節のことは、虛説多き故、猥に難信用とて、暗に幕府を嘲笑仕居候。英のコンシユルへ「先日ガラバ申候、幕府より兵庫開港を辭するに、薩長後日大害を生するとの論、眞に幕府より書面にて外國全權へ渡し候や」と相尋候處、其書面は同人も見たと噂仕居候。

家茂薨去 七月廿日、家茂の薨去は^二十一秘して未喪を發せず、而も流言百出して、群疑目に滋し。薩藩は、曩に征長の兵を辭したりしが、海陸の兵艦軍隊を攝海に増派し、禁闕の守衛を加へむと聲言し、此日更に大久保は其藩主茂久の名を以て、幕府彈劾の上奏を爲し、征長の兵を斥けて匪賊に類すといふ。已にして、備前・因幡の兩池田(松平茂政、松平慶徳)は、連署して幕府に建言し、「防長御討

入建言者會津中將をば、寸刻も早く帝都より退け、小笠原壹岐守を罰し、諸軍早々御引揚相成度、假令如何様台命御座候共兵士差出候者無之と奉存候云々。時に會津容保・板倉勝靜は、一橋慶喜の家督相續、軍職繼承を勧進すれど、内議未決せず、廿八日至り、二條關白に就き、勅允を請ふ。

病勢愈進、不堪執務候間、此上危急に臨候者、家族慶喜へ相續爲仕度候。尤防長之儀者、至急に付、慶喜を爲名代出張爲仕度、此段勅許之御沙汰被成下候様、奉願候。家茂

一身進退此期に相窮り、當惑無限。此上徒に固辭仕候も却て台慮に相背、且者宗家の御安危傍観仕、只管一身の樂地を求候に相近く、深奉恐入候に付、其身の庸劣を忘れ、相續の儀御請仕、御名代として速に出陣可仕、奉存候。慶喜廿九日、一橋殿本宗相續の上名代として出征勅許の件を公布せらる、軍職は未し。蓋、家茂從事の征長の軍務だけを、特に慶喜が繼承したるにて、十有四代の幕府の名實は、頼に其の舊觀を改めたり。是の故は、越前慶永_春の上書。

大樹公御下世にて、天下の將軍職無之事、分明可相成候。此時、依舊・徳川家に

頓幕府の名實
に革新す
十有四代の
見

宣下に相成候歟、又は他家へ被宣下候歟、夫は叡慮次第と申すものにて候。徳川家へ強て被命、諸侯會議の上、公論愈徳川家に決し候はゞ、御請有之、長防の議も朝裁御伺の上、施行有之度候。此度こそ、無御遺念、將軍職を天下に御擲出し不被遊候ては、再び泰平に歸する所の條理無之と奉存候。

とあるに徵すべし。八月一日、小倉城長人に陥られ、熊本・久留米・柳河等の藩兵、皆力支せずして散歸す。小笠原副總督、舉措を失ひ長崎に走る。而も、京師には慶喜進發の期至るを以て、八日參内、勅旨を賜ふ、曰く。

大樹先達以來所勞の處、追々差重り、危篤の節は、相續の儀遺命の趣相聞候。猶又、長防の儀は至急に付、爲名代、近々出陣の事、大儀に思召候。將軍職の儀は、兼ねて御斷申上候旨、申上候次第、難被聞召筋に候へ共段々申立候趣も有之、無餘儀被聞食候。乍去、大樹同様、厚被遊御依頼候間、朝家の御爲、竭力、速奏追討の功、愈可勵誠忠、依之御劔一腰賜之候。

或は曰ふ、小笠原の長崎に走り大阪に歸りしは、同僚板倉の招誘により、幕府紹の閣議に參せむが爲なりしとぞ。されど、九州口の重寄に在りながら、輕々

しく動きしは、舉措を失ふと謂ふべし。

海舟日誌云、公家衆惣參内「今、大樹公大阪にて不測の事あり、此機會解兵然るべきか」と、一同答ふる者なし。橋公參殿、唯今解兵は難叶、先彼が足長アシナガに出し口より討入其國內へ押込、其後寛大の御所置は、某が懇願可仕心底なり」と御答ありし。其後、禁中にて御暇の儀式、御簾を揚げさせられ、親しく御言葉あり、征討速に成功可致旨なりしと。○會津藩在京の家老より、在國の家老に警告するの書に、危急を説きて曰く。「長防征伐として、石州口へ向候官軍大敗北、濱田も落城、九州諸藩存外不相振。京師には藩の患も有之、彌長賊切迫の隊に至り、萬一御所動搖相成候ては、則彼我地を易候様の段に至るべく候。其節は、一藩の力にて挽回の程、如何可有之哉。乍恐、御所の儀は、申さば武威次第にして、其際に至り囁臍とも不及候。唯此上は、守護職御詫被仰上、總軍押出し、他を顧みず彼が膽を碎き、奉安宸襟候儀、則出て守るの理に有之候間、爰に御決定被成候云々。蓋、總軍進戦の決心は、會人の位置氣象より推せば、當然の事なりと雖、幕人の戰志は疑ふべし、彼

はフランスに倚頼の色ありて、固より觀望の態度を免れず。而も、薩長は此間の消息に味きにあらず、策士坂本龍馬の八月十六日の書に、小倉落城、幕府海軍の無能を嘲り、内外の形勢を洞見して曰ふ。

八月朔日、小倉城を果して、幕海軍が道を取切候事も無之、早々下關へ出かけ候も、又敵が無ければ、力なく奉存候。徳川將軍も彌死去、幕中大破につき、勝安房守も京に出て、是非長州征伐止めにすべしと、會津あたりと大論。日々のよしなれども、何共片付不申由に候。幕は此頃英國のたすけを受候事は、毛頭出來不申、これは小松帶刀が見つもり也。又、兼ねて佛蘭西の方へ申遣し、周旋致候に付て、彼のミニストルも、近日國に歸るべきよし、是は西郷の咄しなり。又、此頃薩は兵を動かしながら、戦を未だせざるは大に故あり、幕の倒れ候は近日にあるべしと、奉存候。形勢揣摩、神機妙算を得たりともいふべきに似たり。

慶喜進發を中止す 進發決定と時を同くして、臨前三路官軍の敗報連に至

て孝極容保の切諫
すの教義忠誠

りければ、京都俄に休兵を議す。容保大に之を不可とし、切に信義忠孝の教を以て争ふと雖容れられず、依りて、十一日、慶喜に一書を呈して、所思を切言す。

一、台盧御決定、勅命を以て諸藩へ出兵被仰附、或は紛骨碎身仕り候藩も有之、或は城邑を失へる藩も有之候。然るに、唯今に至り御筋目違候儀も無之に、俄に解兵被仰出候ては、上天朝へ對し、中は諸侯、下萬民へも信義不被立候哉の事。

一、是迄奉命盡力の諸藩を、御見殺しに被成候て、武道筋に於て如何可有之哉の事。

一、違勅を以て賊名を負候者に、再勅御出候ては、義と賊不分明、忠否相亂、天下の耳目違亂仕候事。（中略）

一、於天前被仰立候件々、今日悉く相反し、節刀をも賜り、御懇に被仰聞候下、件々之次第まで、御申譯無之、勅諭變改と相成候はゞ、是迄之所は皆偽勅と相成可申事。

一、前將軍様、半途にして薨去被遊、御相續後、恣に御變革被遊候ては、於御孝

慶喜出陣を

謝す

道、御筋合如何に候哉之事。

尋いで家臣を遣し台旨を候するも、慶喜及び勝靜等之を省せず會津の君臣頗進止に惑ふ、既にして三路の敗形、愈呈露しければ、慶喜心動き、偏に弭兵を希ふ、復容保の言を聽かず。總督茂承又廣島に在りて前後の路に究す。十六日、慶喜參内、出陣を辭謝して罪を請ひ、銳氣頓に沮む。

此程、賜御暇、不日發途可仕存候處九州筋俄に解兵に及び、兼て爲指揮出陣罷在候小笠原壹岐守も、引揚候上は、薄力非才の私、此上諸藩の指揮、所詮無覺束、猶又諸藩俄に解兵仕候は、必定夫々の見据も有可御座候、就いては天下公論の歸着を以て、進退可仕と、奉存候。

かくては、主上の慶喜の節操なきを憤らせたまへること、亦想ふべし。容保の家臣、此間の機密につき「八月十五日、尹宮様へ外島機兵衛被爲召候に付、罷上り候處、昨十四日、天前に於て、一橋より今度申候次第、評決に相成候處、主上にも殊の外御逆鱗にて『此程參内の節、細々申出候氣込の次第も有之、御劍をも賜りしに、今更に至り、右様相動候ては、不相成』とて、嚴然たる御沙汰に付、一橋公御進發

可相成哉と祈念罷在候處、昨十六日、一橋公御參内の上、愈變革に相成候」といへるは、明鏡隠す所なきに似たり。十八日、慶喜、勝安房に命し、梅澤孫太郎と共に、長防の事を處理せしむ。

山川氏會津藩守護職始末曰、是の時に當り、我公守護職として京師に居ること數年、囁望の聚まる所、或は新立の大將軍家と犄角の勢を見る。我公謂へらく、大將軍にして滯京せんか、當に禁闕を親衛すべし、何ぞ權柄を分たんと。依りて、十七日、書を大將軍に呈して辭職を申請す、又聽されず。

私儀、先年當職被仰付候節、公方様御上洛、御直衛可被遊、其迄暫時相勤可申旨被仰付、御請申上候事に御座候。其以來、種々の形勢に變じ、久しきを歷候内には、自然權威を招き候姿に成行、兼て懸念罷在候儀に御座候。全體、皇國の總容に於ても、京坂は中央樞要の地、判然たる儀の様に相見候。御當家に於て、遠く江戸に開府被遊候は、其節自其深慮被在候儀に可有御座候得共、今日に推移候ては、天朝をば御直衛被遊、可然と奉存候。更に老中板倉勝靜、所司代松平定敬を以て、征長解兵を奏請す。我藩臣等

之を聞いて、拂然として曰ふ。「征長の事たる、實に皇帝の宸斷に出で、當時、賊輩禁闕に發砲し、兎逆の舉動、歷々として眼にあり。而も、討伐先鋒の諸兵怯懦にして、毎戰利を得ず、徒に賊勢をして猖獗ならしむ。今又、解兵を奏請する、抑何の意ぞ。殊に斯ばかりの大事を決するに、我公に謀らず、吾人輔翼の道既に絶ゆ」と。我藩臣の議論の、漸く過激に赴くもの、實にこゝに起因す。

中山忠能日記云、八月八日、一橋參内、征長御暇、賜御劍(眞守)御相傳之劍也、准節刀歟。如此無名之師、何爲乎、可惜。又、水戸の如く違勅になりゆくべき哉、可笑々々。十五日、一橋も征長見合との風聞、眞偽如何(又、一橋征長の留守を機會にして、薩人山階宮を押立掛るべしともいふ)。十八日、一橋自去月強請廣言、既八日賜節刀蒙綸言、而十日九州小笠原遁還の注進に依り、俄に變策、輕舉反掌、不埒千萬也。

九月、十四代將軍家の喪を發し、大坂城より江戸増上寺に歸葬す、老中稻葉正邦之に從ふ、謚して昭徳院といふ。(大夫人和宮を是より靜寛院といふ)

和宮喪服のをりによみたまへる。

三瀬河世のしからみの無かりせば、

君もろともに渡らましものを。

第十五章 先帝崩御

十五代慶喜の軍職 慶喜は、征長の壯圖已に挫け、勝安房に別命する所ありければ、勝は直ちに嚴島に至り、長の參政廣澤兵助眞臣等を召見し、弭兵の事を定む。九月二日、紀州總督廣島の陣營を撤去し、小笠原副督は併せて老中職を奪はれ待罪す。而も、朝幕の長州善後の議決せず、阿州蜂須賀茂韶の如きは、毛利氏を全免し、會津守護職を退けむことを論す。堂上諸家も亦之に同感なる者ありて、同列二十餘人參内を爲し、勅命を乞ふに至る。則、二條關白、賀陽宮掛國事等、責を負ひて辭退を爲す。

八月廿九日、中御門左大辨經之職事二條關白殿に謁して、御前上奏を乞ひ、山階宮は嵯峨前大納言實愛に告げて、同志の公卿に其事を通せられ、晦日、中

御門・大原等、二十二人參朝、賀陽宮・山階宮・二條關白殿以下、皆列座せらる。經之四箇條を發議していふ、諸藩主を召集せらること、壬戌以來の幽閉者赦免登用のこと、長防解兵は、幕議に聽かず、斷然朝議にて定められること、朝議決定の上は、幕議にて動かさること、云々。賀陽宮・二條關白等、公武一和を主義とせるものは、之を視て退出辭職を乞ふ。

大久保利通日記云、大原卿始・二十二人堂上方參内、主上御前に被爲召、何れも列席の上、大原卿言上、近年朝廷御失體、云々。殿下曰、是實我罪也、云々。大原曰、夫は決して殿下的罪には無御座候、強而國事に御係り被成候御方の罪に候と、被仰上候處、尹宮曰、丁度其通是我罪也と被仰候。大原曰、宮仰の通り、斯く朝廷御失體被爲致候義は、皆御前の罪なり、如何となれば、主上にては御寛大の叡慮に被爲在候處、幕府一橋以下の朝議と相成、御失體相成候事に候、は何分早々御改正不被爲遊候ては、一日も難相濟、此上は主上の御失徳を天下に顯し候のみにて、實以痛心仕候次第と被仰上候。

主上之を患へさせたまひ、九月四日、内大臣忠房(近衛)に傳達して、二條殿・賀陽宮の留任を命し、中御門・大原等の建白を斥けたまふ。其沙汰書に、

兩奏より、時節柄、關白殿・國事係不被爲仕候ては、朝議今日限に可相成、左候は

ゞ被惱宸襟、可爲十倍、恐入候旨、及言上候處、御當惑、可爲如何哉と被仰候。仍て申上候には、何卒去る三十日建白の輩へ、一切不被及御沙汰、以後此議建白可爲無用旨、中御門以下へ被仰下候て、賀陽宮・關白殿召留の御沙汰、早々可被爲在と申上候處、至當の議、其分早々參向して可申入、最急務は、諸藩御召、早々取計様、被仰出候。

時に岩倉對岳は、薩人小松・大久保等と、私に幕府覆滅の時機方に至れりと爲し、唱說奔走を爲すこと愈急なり。而も、幕人は亦小栗原の如き、權勢回復を力む者ありて、對抗屈せず、春岳・勝等は中間に居るも、其志を伸ぶるを得ずして、前後散歸す。

九月八日、在京の大久保より在國の西郷へ送れる書に曰く「將軍職辭退、誠不可失機會と存候間、共和の大策を施し、征夷府の權を破り、皇威興張の大綱相立候様、盡力奉冀候。成否に拘らず、可竭は此の時と愚考仕候、何分宜敷御周旋の程、伏て御頼申上候」云々。時に江戸の謀臣小栗上野介上京し、幕府の維持と内外の形勢を説けるより、幕閣も稍決斷する所あり、勝安房

守・福井老公等、前後して罷め歸る。當時、勝が大久保に寄せし書あり。
扱、小拙事も當時別段見込も無之に付、海軍局の儀申立候處、少々抄取、江戸に歸府いたし、此行不如意にて、遺憾不少候。小松殿・西郷氏・岩下氏に御出會も候はゞ、宜數御傳被下度候。小拙再登も如何哉・閑居研究亦不任心、世の中は不定のものに御座候、御一笑可被下候。唯々難通は黄泉の客歟、悉皆造物者の意匠に應候而已、不備。二十一日

勝氏云、長州征討の際、慶喜公が凡て緩やかに看過して、必至とならざりしには、深き意味あり、佛國公使ロセスに托し、七百萬弗の軍艦兵器を借り入るゝ積りにて、其來るを待たれたるなり。然るに、密計悉齟齬し、終に爲すべからざる地位に陥れるを奈何。其計策とは、長州を討滅し、次に薩州を擊破し、然して後に封建を廢して郡縣の制を布かんと云ふ者とす、首謀者は原市之進仲なり。予勝寅の秋大阪に至り、板倉老中に面す、氏も又此郡縣一統を談せり。予曰く、郡縣制を布くは、天下の爲か、徳川家の爲か、封建を廢すれば、徳川家も潰滅せんのみ、天下の諸侯を削平して、獨徳川家のみ

利を受くべからずと。是に於て、幕吏予を疾惡するの風あり、嚴島使節も悦ばれず、終に、無首尾に江戸に歸る。〔更談會錄〕 ○春岳老福井より大簡島津への書あり、幕府の内に亦硬軟の別あるを説き、或は之を救ふべきを以て、來春の上京を要望する者なり。

會桑は專征長主張、橋公へ推轂候處、橋公御反正の御説に因て、桑は革面心從候へども、會の臣僚は頑然孤立、殆困究の勢に有之候。何分、此時ならずしては、挽回の期有之間敷候へば、吳々御差急ぎ御發程の程、所翹望に御座候以上。

九月 大隅守様

大藏大輔

廿三日に至り、一橋慶喜に特に内旨あり、會津容保と共に國事に盡力、舊に倍すべきことを奨めたまふ。「今度、其方儀、神國の爲、厚盡力、僭越の徒殊の外切迫相成候節も、説諭相属、且御取締尙嚴重に執行、感悅不淺思召候。固より前將軍の時の通り、御依頼被遊候得共、尙も此上、祖先の箕裘相續、皇國の衰運挽回致候様、

先帝の值遇
一に何ぞ厚き

賴思召候。就ては、松平肥後守にも、格別苦心致候義と、叡慮思召候。乍然向後、長防未平穩にも不及申候間、益盡力致し候様、御沙汰之事云々。恩寵の厚きことかくの如く至れり、而も、一橋・會津の報効の實は幾何、徒に兵を擁して、京師に警懼するも、進みて着手する所少く、坐して局面の大變を待つ、危しと謂ふべし。大久保利通傳云、十月六日、近衛内大臣忠房は、利通の意見を求められしかば、利通建言して曰く、「一橋に於いて、征夷大將軍職辭退申上候は、無此上御大幸に候間、諸藩來會迄、宣下不被爲在候様、御確定・專要の儀と奉存候。」實に今日の危殆に推遷、天下の動亂を生し、朝廷の御失體を釀候儀も、根源・幕府の大罪にて、其幕府を補佐して、大罪に陥れ候は、一會桑に可有之事は、普く知る所にして、申上候迄も無御座候。就中、昨年攝海異人來舶、兵庫港開鎖の儀より以後、頃日防長の儀に至る迄、暴を以奉挫、威を以奉迫、朝に進討を論し、夕に解兵を説き、實に朝廷を奉愚隣輕蔑候次第、其譖詐百端の心術、可恐所爲に御座候へば、諸藩人心の離叛は扱置、民間市店の輕輩迄も、頻に惡聲仕候人氣に御座候、云々。

十月、薩州島津氏、私に黒田嘉右衛門(清綱)を長州に遣し、修好の意を致さしむ。毛利氏・木戸をして黒田等と同行報聘せしむ、其船唐津を通航するや、長藩の旗章を揚げ、小笠原氏當時閣老の城下に向ひ、空砲を發し、十一月廿六日、鹿児島灣に入る。又、大村藩の渡邊昇等の請によりて、木戸歸航の途次、其船を大村に寄せて、遊説する所ありしとも云ふ。

黒田・木戸の舟丙寅丸は、途中馬關に寄港す、木戸は該所駐在の將前原彦太郎(一誠)等を見て、使薩の事を告げ、且豐前方面の戰況を聞く。時に、長人は小倉藩を容認し、將に進みて香春の根據を居らんとするの勢あり、前原等意氣大に軒昂し、長薩同盟に就き、頗異議ありし如し。又、島津久光の意向は、倒幕の謀を遂げんが爲に毛利氏と修好せるに非ず、尋常和平協同の辭令に外ならず、事は廣澤・坂本等の書にも徵すべし。而も、實は謀畧の士は、之を以て遂に討幕の形勢を定めたり。

是より先、長人高杉晋作・伊藤春輔は、英國公使バーカスの横濱より鹿島に至るの途中、之を馬關に迎接するや、バーカスと約するに、歸途再たび馬關に寄航して、其藩主父子に會見せむことを以てす。然れども、バーカスの歸程に上りしは、防・長・四境の戰方に酣なるの時なりしかば、其の約を履む能はず。其後、嚴島

の談判ありて、藝州・石州方面は戰を止め、十二月には、九州方面も、小倉藩遂に降を長人に請ふに至り、其の四境皆干戈を戢む。是に於て、バーカスは水師提督キングをして、代りて毛利氏父子に會見せしめむとす。十二月下旬、キング軍艦數隻を率ゐて三田尻に至り、長の君臣と交歎して去る。

井上伯傳曰、當時、佛國は幕府を佐けて、漸次諸侯を削小し、以て徳川氏の衰勢を挽回せしめ、其の霸權の鞏固を謀らんと欲す。而して、英國は薩長に親み、二藩聯合の目的たる王政復古の業を幫助せんとす。即英・佛二國が日本に對する外交政策は、共に政權歸一を望むにあるも、其の方針は互に相背馳し、當時に於ける我國の政派に因て之を分つときは、一は佐幕主義を執り、一は尊王主義を執りたるものと謂ふべし。○今按、薩長が自己の位地を保たんと欲するも、徳川が自己の位地を保たんと欲するも、其極致は同一なり、英・佛も亦同じ故に一旦にして争端起れば、互に相背馳するは亦勢なり。則、英の薩長を援け、徳川の佛に倚らんとする、皆此勢に出づるに外ならじ、何ぞ之を以て、日本に於けるに尊王主義を問ふを得んや。長

人毎に此言を作す、亦私情の暴露のみ。

十二月五日、徳川慶喜二條城に在り、征夷大將軍の宣下を被り、幕府の體貌を整ふ。會・桑尾・越等、之が扶翼を爲すも、其の間・又意見を異にして、合はざる所多し。且・唐津(小笠原)の復閑と、會津の久しく京師守護の要職に在るは、列藩の好まさる所、薩・長の謀士、將に隙に乗して起たむとす。

に姦雄は衰乱起る

中山忠能日記、慶喜將軍宣下、此人正義の聞ある處、三・四年來の進止は奸賊也。今、斷然宣下、則天下擾亂不遠歟。幽閉之身、不能忠諫、悲哉、皇國夷の手に入候事も、兩三年内と存候。○内藤耻叟、徳川十五代史曰、凡文久以後、幕府の君臣、奔走支吾、而も其効無く、遂に衰亂に至る。蓋、朝廷は攘夷を責むるに急にして、國力の堪否を察せず、幕府は和親の利を言ふに難かりて、一世の勢を制すること能はず、朝廷幕府、共に其當を失ふ。姦雄之を奇貨として起り、遂に其躓く者を斃さんとす、斃るゝ者は人心を失ひて、既に扶くべからざれば也。即知る、朝廷を扶けて幕府を倒す者は、獨名義の美なる所のみならずして、亦巨利の伏する所、且、興亡存廢の分域は、唯人心の離合

と兵力の強弱に在り、史を讀む者必こゝに感發する所あらむ。

先帝痘患終不起 十二月廿五日、天皇痘を病み、醫治其の方を審にせず、遂に崩す、御壽三十有六在位二十年、ニ幼太子十五歳祐宮サチ直に繼承したまふ。幕府は形骸現在すと雖、實質の消滅年あり、慶喜容保等、且、王上の寵遇に由り、賀陽宮・二條殿の推輓を得て、僅に餘勢を保てるのみ。此に至り、又其憑據を失ふ、命數の極まる哉。

中山忠能日記、十二月十五日、主上御不豫の由、十一日より御不快、十三日御假床、熱散せず、御膳・御寢・御行もなりかね、只御諱語被仰、苦惱、十四日醫師御痘瘡と申上、近年御壯健に被在處、接外の儀也、春秋三十六歳、云々。十七日、玉顏色附、御出物大分澤山、御毒深、廿日頃大事と承候、醫師高階、餘り痘を手かけ不申由。十九日、慶子來狀、御のと痛み、藥惣て御いや、關白御様子伺、大に恐入候、云々。廿二日、御痘の次第、鶴女内々述之、兒藤谷丸疱瘡、七十五日相立、歸參の處、面體痘跡多、上甚御氣味悪く思召候中に、御發痘及大事候由也。慶子來狀、御日立御順賞、御膳も召候由。廿五日、慶子返詞、昨夜より御

此幕府の命數に盡く

御懲の有様

中祐
山卿の外祖
記

容躰何共恐入候、今日午刻既に祐宮親王御方俄に御前へ被爲參、唯今還御、悲歎被爲在、皆々落涙、天運のみ懇祈仕候、云々。ぬれ衣をほしあへぬ袖に、思ひきや、又も涙のかゝるべしとは。廿六日早天慶子來狀、昨夜戌刻御事切……是よりは親王様天下萬人悅服四海太平奉仰聖德候て賢明の英君に成せられ候様、信心の外は無之候。中々ゆだんのならぬ時節、萬事恐入候事に御座候、云々。抑、親王御方自降誕到五歳秋、當家養育、御歸宮既經十年、不肖雖爲外祖父、被遠御側、心外千萬也。○按、丁卯十月十三日、中山公の奉書にして、岩倉卿の手より毛利氏藩父子へ與へし密勅旨に、先帝顧命の際に言及せられ、中山・正親町・三條嵯中御門等は顧命をうけたまはりし如くに見ゆ。されど、当事の形情を通考するに、賀陽宮・二條殿などこそ、顧命を得べき位置に在れ、他には其人なし。既に、中山公すら、御側に居ずば、他の二卿の位置も推知すべし。而も、該密勅の文中に、

戊午以來、邦國多事、天歩艱難の砌、東西周旋、其勞不尠候處、幕府暴戾の餘、讒構百出、遂に乙丑丙寅の始末に及び候へども、從來、竭忠誠候父子の至

岩倉對岳
の計畫連對
内外の信
援に内
求む

情徹底、於先帝顧命之際、深被留叡慮候、依之今般御遺志御繼述、本官本位に被復候。

數語疑惑なき能はず。世に傳ふ、丁卯當時の諸密勅の文案は、岩倉卿の賓客玉松操の草する所と、則、讀者亦當に別に會心する所あるべし。
是より先、岩倉對岳友は幽居して、時勢のなりゆきを傍観せしが、薩長の同盟及び大樹の死、幕軍の敗を聞き、雄志抑へ難く、中御門左大辨經之事と密議し、腹心の士をして諸卿を説き、更に山階宮(晃親王)を説かしめて、朝議の一變を計畫す。即、八月晦、中御門・大原等の惣參内ありて、長防解兵を二條關白に要請す。主上、廟謀の動搖を忌みたまひ、山階宮の國事參與を停め、正親町・三條・嵯中御門・大原以下の犯上を罪したまふ。延いて、岩倉使嗾の形迹あるを以て、會・桑の兵を以て其幽居を監視せしめらる。岩倉、初め佐幕の嫌を以て激家に指弾せられしと雖、機略絶倫、大權恢復の業を期圖して、久しう計謀する所あり、乃、内には宮中の信任を攬り、外には大藩の勢援を假らむと擬す。

中山忠能日記によれば、元治元年十月廿六日「岩倉友山來狀、以入谷駿河

家に攀縁する
皇儲の外祖

而も觀念
幕始終
幕府に顧
り眷始
たまへ

守、不容易密事御内談申入候、尊公には追て親王補佐の大任も在らせらるれば、臣等と同一ならず、賢慮御示希候、云々。或來狀、岩入の事、餘り往反如何、有志輩は又々奸謀を回らす杯申、不服と存候、山中靜逸も大に恐居候。何分惡名高き故、急には解けずと存候、深考々々と見え、岩倉が皇儲の外祖家に向ひ攀援せる狀を悟るべし。又、慶應二年の夏、千種家の手を假り、宮中へ濟時策を進めしといふ。八月に至り、岩倉は時運の愈至れるを覺り、再たび千種侍従有任に托し、密奏して曰く、「壬戌以來、幕威漸次衰替するは、列聖の冥護と、陛下聖德の致す所、固より論を俟たずと雖、天下勤王の臣庶、奔走周旋せし力も亦多きに居り申候。所謂天定りて人に勝つ者なり、伏て願くは、陛下天運循環皇室中興の時機到來を御洞知あらせられて、幕府へ御懇諭、自今以往、私心を棄て、公理に歸り、王政復古の上、徳川氏は列藩と共に扶翼の任を帶ぶべきの旨を明かにあらせられ度候。内々傳聞仕候に、大樹他界の趣に有之候間、今日を以て最好機會と奉存候」云々。而も皆省みられず、亦以て先帝の觀念、終始幕府を顧眷したまへるの實を徵すべ

き乎。

而も、岩倉の宮中入說は、終に果す所なかりしと雖、其の薩藩誘引は、漸く通する所あり。先帝崩御の後に及び、形勢の一變を招ぎ致したり。當時、岩倉計畫の大要是、下の一書、近衛忠房(内府)の家臣(井上石見、實は薩人なり)に與へし者に見え、雄大の心事、熱烈の情操、最其の人を想ふに足る。

先月列參の件に付、小子再出仕を企望の爲に、姦計を旋し、公卿を煽動致候杯との流言有之、内府公御信用の由、傳聞致候。内府公邊にて、猶今日に至るも、斯く姦物と御着眼にては、復飾出仕は、逆も不被行儀と存候、又、貴藩邸中の邊も如何可有之哉。百計盡果、小子が微運之所令然にて、不言に附するに如かずと觀念候得共、種々吐露致候。失敬の辭、申迄なく嫌疑の廉々も不少候得共、偏に不悪承引頼入候。扱、小子愚意の存する所、赤面ながら「是より幽閉勅免を蒙り、廟堂に出入し乍不才無學、大政に參預し、一生の力を盡し、忠誠を抽てゝ輔翼仕候は、中興の鴻業成就す可きは、此時に可有之」と、一途に思込候。斯る世に男子と生れてこそ、彌以勉強、忠魂を磨く可き時節到來と、朝昏片時

期興大政參與
自中成必期

岩倉と島津の間

も思念に所不離候。依之廣く列藩の形狀を通觀熟思するに、其人は必隅州光久なるべし、其臣亦豪傑雄才多し。壬戌の夏、隅州登京の始、小子周旋、大原卿勅使として東下、三事策施行の儀は、徳川開府以來、未曾有の大事件、皆是隅州勤王之力、小子も亦與りて微力なきに非らざる歟。其後は、奸名を受け、屏居致候得共甲子の頃、貴藩をば世舉て奸賊と呼べりと雖、小子は敢て之を信用不致候。初念貫通を專要と致し、強て令兄藤井殿に心肝を吐露し、時勢を評論、更に他念無之候處、悲哉、内府公の御無情、大久保氏始め如何に可有之哉、山階宮密々御沙汰も有之、高崎士來談の儀、被申越、小生感悅無限、生前の面目、不過之候。就ては、朝議一新し、諸卿幽閉勅免あるの日、小子依然として舊の如くならんには、獻毒呪詛の讒誣も、終に實事の如く相成り、如何程鐵面たるもの、何の顔ありて再び世人に見ることを得べき哉。小子心中、深く憐察有之候て、吳々も貴藩の模様、聊も無斟酌垂示可給是希候。却說此一帖は、小子再度出仕の大幸に遭遇せば、大久保・西郷・兩士と面會、可否を討論せんと思慮致し、書試候密事之件々に候、早々以上。

九月廿七日

對 岳

藩長根軸の
王政復古の
條と遠地の岩倉前關白近
當職再仕、列藩上京衆議之事。

一、列藩衆力を以て建言、櫻木公衛忠熙、當職再仕、列藩上京衆議之事。
一、神孫繼承、萬世一系、天子の尊きことは、外夷渡來に依て益明なり。薩長二藩、勤王至誠の心は金石を貫き、其勢の熾んなることは龍虎の如く、其氣は已に天下を呑む。而して幕府は年々に政を失ひ、滅亡の種子を蒔くことに勞するのみ。且、今家茂薨して、慶喜は軍職を固辭すといふ。遂に長防の處分を、列藩の公議に決せしめむとする迄に至れり、此五者は最天祐なること。

一、王政復古、神祇官、太政官以下、再興方法の事。

この丙寅の歲、中岡慎太郎、岩倉を訪ひ、時務を談論して大に之を悦び、坂本龍馬と共に筑前に至り、三條實美等に對岳の謀議を告ぐ。三條は、岩倉は、佐幕の大奸にあらずや、之と事を與にするを欲せず」とて、憚ばざる色ありしが、丁卯の四月に至り、初めて岩倉・三條の聲息を通すこととなる。其丁卯以下の事は、前編王政維に見ゆる如し。

【第十五章 先帝崩御】

四二三

三條内大臣行狀繪詞、慶應三年正月、慎太郎京師より還り、天皇崩御の事を傳ふ、公哀慟。二月、慎太郎をして薩人大山格之助と共に、歸洛のことを謀らしめ給ふ。慎太郎鹿兒島に至り、藩主の實父久光に謁して、公の意を致す。此に慎太郎・吉井幸輔・西郷吉之助の大坂より土佐及宇和島を経て還り来るに逢ひ、山内豊信、伊達宗城の意を上京に決するを傳聞し、歸路長崎を經、太宰府に還りて復命す。三月、公また慎太郎を京師に遣して謀らしめ給ふ。

抑、先帝は、今上の踐祚と同く十六歳にして天位を繼ぎたまひ、御宇二十一年、以て盛運紹くべき業を遺させ給へり。今や本編は、其以往、武家の破れ未だ萌さりし時代に泝上り、謂はゆる太平の「武家かたき」を察するを順序とす。慶應の末に於てこそ、政權の移動も、かく浪人者の手に掛りたれ、天保以前、封建の昔に在りては、江戸幕府の勢力、季世と稱すと雖、海内の廣き、猶一人の抗敵を見ざりし也。

尊攘紀事曰、外國事興以來、書生劍客、慷慨國事、競爲危激、腰横大刀、曰攘夷刀、脚穿濶袴、曰脱藩袴、論及尊攘、切齒扼腕、罵要路權貴爲姦物、嘲老成宿儒爲迂腐、悲歌劍舞、繼以泣涕、轉輾相倣、殆爲一世風尚。蓋、激客氣、逼義憤、知勤王之

爲大名、而不知時勢人情之爲何物、知攘夷之爲大義、而不知歐米各國交際之爲何物。問其言、則赤心報國、問其人、則無賴無行、其所謂奉勅旨、問幕府之罪、則似矣、而與之論方略、輒曰事成則山河永業、不成則死而已。此輩生死、無所輕重於天下、其視死如塵芥、固其宜也。抑、天下不用兵三百年于此、武門世族、孱弱如婦女、家國元氣奄奄不振、猶衰老人在褥待斃者、加之歐米各國、以大艦大砲、恐喝幕吏、其勢凜然、且不保夕。當是時、疾聲大呼、一洗太平積弱之弊、回複有爲元氣、將望于武門世族、孱弱如婦人者也耶、將又望于浮浪暴徒、視死如塵芥者也耶。余嘗論、維新大業、成於浮浪之手、十居七八、以是也。

倒叙日本史近世江戸幕府衰亡論終

（江戸幕府衰亡編）

（史本日叙倒）

發行所

早稻田大學出版部
振替東京一二三番電話番号三四二番



大正三年一月廿二日印刷
大正三年一月廿五日發行

（正價金壹圓參拾錢）

著者 吉田東伍

發行者 早稻田大學出版部

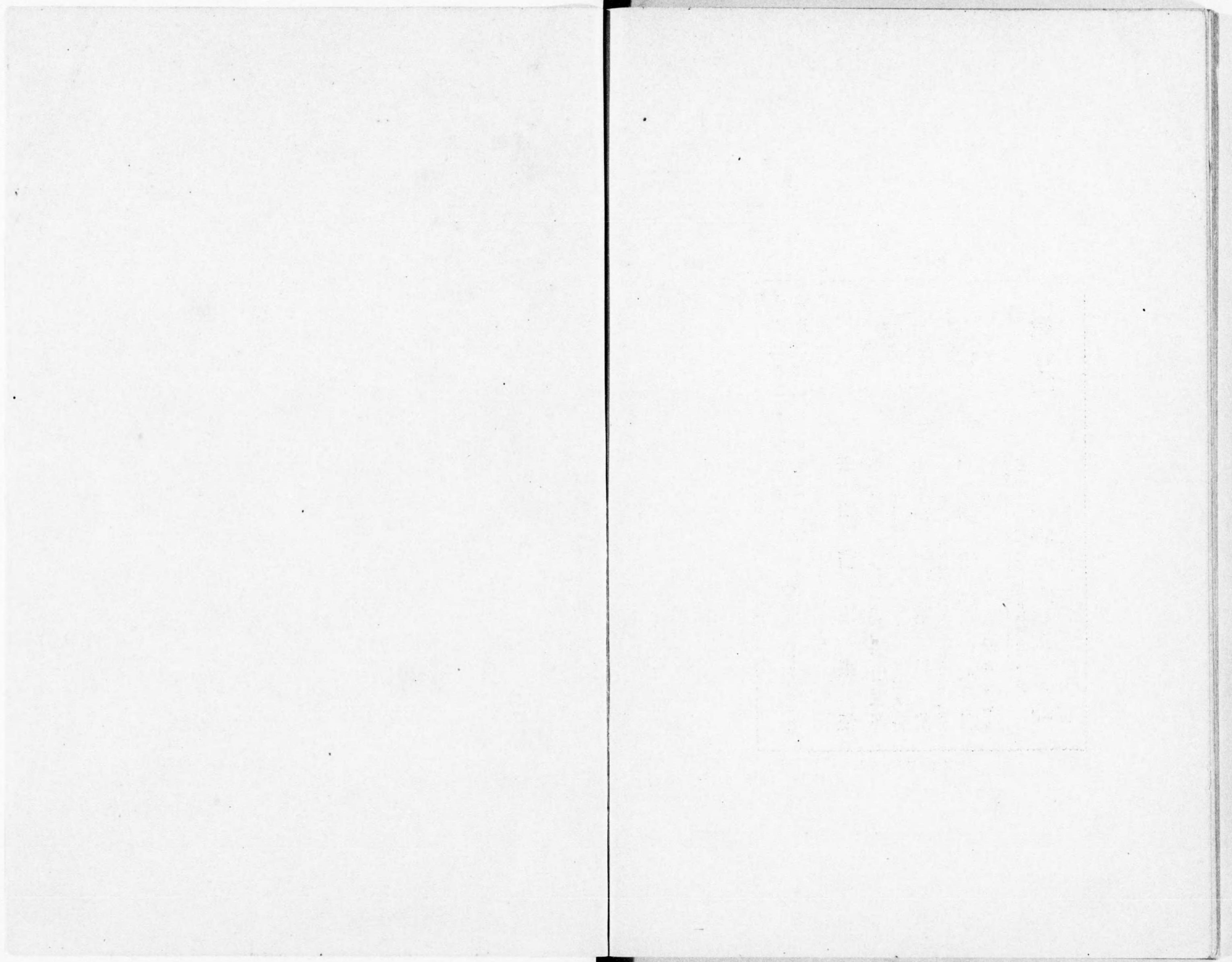
右代表者 高田早苗

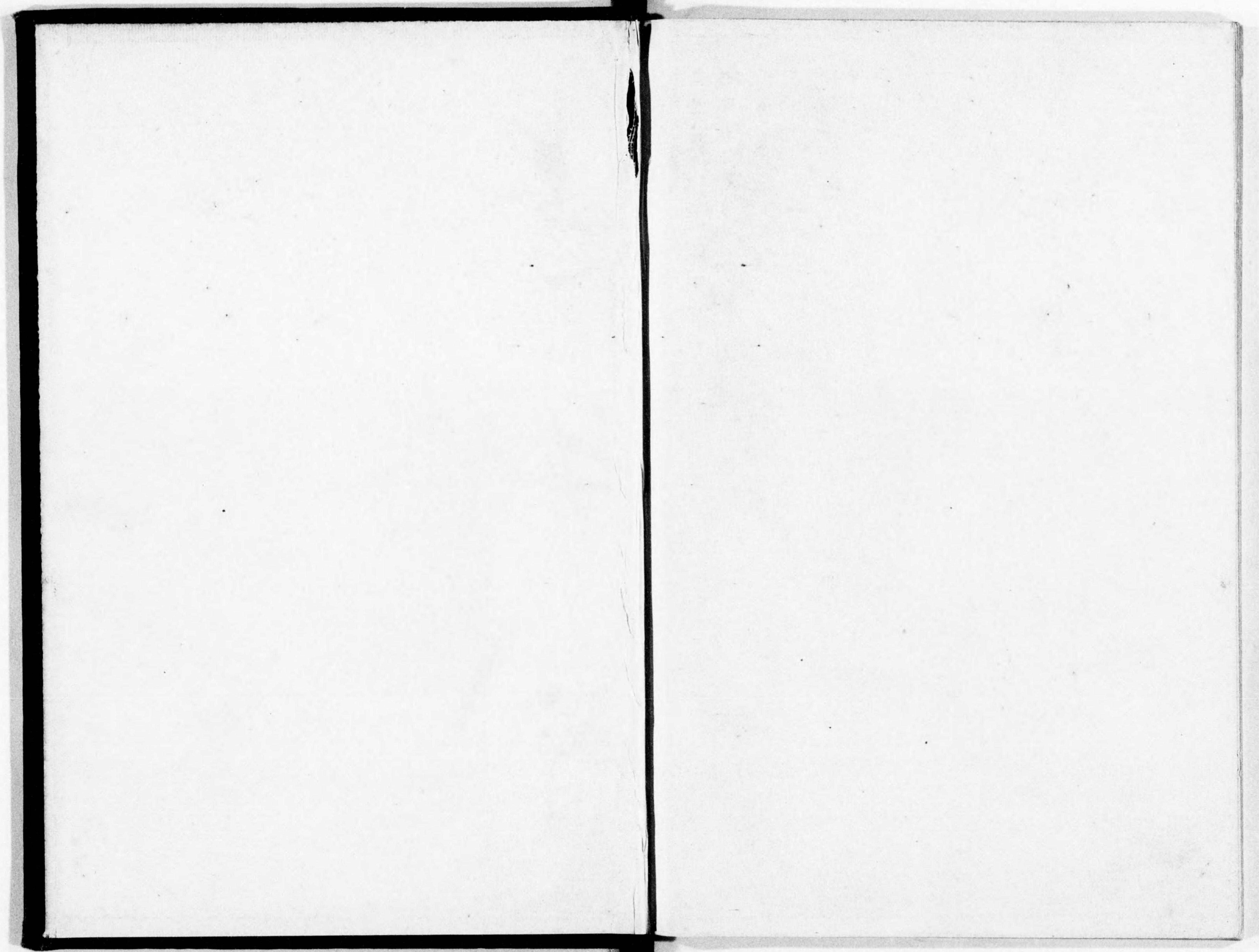
印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區櫻町七番地

東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

印社會式株刷印清日





終

